

○国土交通省令第四十六号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年七月十九日
国土交通大臣 石井 啓一
道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に对应して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
7 ～ 11 (略)	(新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、4 (略) 5 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車¹が道路運送車両の保安基準第三十条第一項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。 6 法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）及び国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車²が道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。	7 ～ 11 (略)	(新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、4 (略) 5 国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車¹が道路運送車両の保安基準第三十条第一項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。 6 法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）及び国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車²が道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

121

国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第二項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七條、第八条第一項若しくは第五項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七條の二第一項、第二項、第三項若しくは第四項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第六項、第二十一条、第二十二条第三項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項、第二十三条の四、第二十五条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三条第二項、第三項若しくは第四項、第三十三条の二第二項若しくは第三項、第三十三條の三第二項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十五条第二項若しくは第三項、第三十五条の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第二項若しくは第三項、第三十七条の三第二項若しくは第三項、第三十七條の四第二項若しくは第三項、第三十八条第二項若しくは第三項、

121

国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第八条第一項若しくは第五項、第十一条第二項、第十三条、第十五条第一項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項若しくは第三項、第十七條の二第三項若しくは第四項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条の二第三項若しくは第五項、第二十条第四項若しくは第五項、第二十二条第三項及び第四項、第二十三条の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十三条の四、第二十三条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第八項若しくは第九項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六第二項、第四十三条の七、第四十四条第一項若しくは第四項、第四十五条第三項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

第三十八条の二第二項若しくは第三項、第三十八条の三第二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

131 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（継続検査）
第三十七條の二 第三十六条第十二項の規定は、継続検査の申請について準用する。

2 前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（臨時検査）
第三十七條の二の二 （略）
2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

（新設）

（新設）

（臨時検査）
第三十七條の二 （略）
2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三条の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

3	第三十六条第十二項の規定は、臨時検査の申請について準用する。	(新設)
	4	
	前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。	
	5・6	
	(略)	
	(限定自動車検査証等の提出)	
	第三十七条の二三	
	(略)	
	(自動車検査証の記入の申請等)	
	第三十八条	
2	3	(新設)
	4	
	(略)	
	5	
	運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。	
	6	
	8	
	(略)	
	9	
	第三十六条第十二項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。	
10	第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。	(新設)
	(予備検査)	
	第四十二条	
	(略)	
	2	
	前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで及び第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。	
	3	
	5	
	(略)	
	2	
2	3	(新設)
	4	
	(略)	
	3	
	4	
	(略)	
	(限定自動車検査証等の提出)	
	第三十七条の二二	
	(略)	
	(自動車検査証の記入の申請等)	
2	3	(新設)
	4	
	(略)	
	5	
	運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、き損し、その識別が困難となり又は法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたときは、車両番号を変更することができる。	
	6	
	8	
	(略)	
	(新設)	
	(新設)	

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百号
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第十二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部を改正する告示

道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成十九年国土交通省告示第八百五十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第三十六条第十二項（同令第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が指定する自動車は、次の各号に掲げるものとする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第五

五条第一項第一号の適用を受ける自動車（完成検査終了証の提出（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十九条第四項において準用する法第七

七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）があるものを除く。）

二 細目告示第八十三条第一項第一号の適用を受ける自動車

三 細目告示第六十一条第二項第三号の適用を受ける自動車

四 細目告示第六十一条第二項第四号の適用を受ける自動車

第二条 施行規則第三十七条の二第一項及び第三十七条の二の二第三項の国土交通大臣が指定する自動車は、細目告示第六十一条第二項第三号の適用を受ける自動車とする。

改正前

道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下単に「施行規則」という。）第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第八十三条の適用を受ける自動車とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第三条 施行規則第三十八条第九項の国土交通大臣が指定する自動車は、細目告示第六十一条第二項第二号の適用を受ける自動車とする。

第四条 施行規則第三十六条第十二項（同令第三十七条の二第一項、第三十七条の二の二第三項、第三十八条第九項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が指定する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）において自動車の提示のみによつては基準適合性審査を行うことが困難なものとして独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十三条に基づく事務規程において機構が定める基準（第一条第三号に掲げる自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第一条第四号に掲げる自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第四号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第二条に規定する自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第三条に規定する自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第二号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限る。）

二 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）において自動車の提示のみによつては基準適合性審査を行うことが困難なものとして法第七十六条の三十に基づく検査事務規程において協会が定める基準（第一条第三号に掲げる自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第一条第四号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第二条に規定する自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第四号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第三条に規定する自動車にあつては細目告示第三百六十一条第二項第二号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限る。）

（新設）

第二条 施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する基準は、次のとおりとする。

一 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十三条に基づく事務規程において、書面の提示が必要なものとして独立行政法人自動車技術総合機構が定める基準

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十六条の三十に基づく検査事務規程において、書面の提示が必要なものとして軽自動車検査協会が定める基準

基準に限り、第二条に規定する自動車にあつては細目告示第百六十一条第二項第三号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限り、第三条に規定する自動車にあつては細目告示第百六十一条第二項第二号に掲げる自動車の部分に適用される基準に限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

自動車の構造・装置の変更※を行う事業者又はユーザーの皆様へ

(※補修部品の交換又は修理は含まれません。)

平成29年7月19日、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の一部が改正され、

① 書面の提出が必要となる検査の対象を拡大

【概要】

自動車の構造・装置に変更があり、視認等では基準適合性審査が困難なものについては、新規検査に限らず継続検査及び構造等変更検査等の全ての検査において、申請者は基準適合性を証する書面（試験成績書など）を提出しなければならない。

② 提出書面の虚偽の記載を禁止

【概要】

提出書面については、虚偽の記載をしてはならない。

に関する規定等が追加されました。

これらについては、今後、全ての検査において適用されますのでお知らせします。

注意：①又は②の規定に違反した場合は、道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第110条の罰則の対象となります。